

# 介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について

3 高 第 2 9 5 号

令和3年3月11日

京都府登録の介護支援専門員 各位

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

## 介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）の変更について

平素は、本府の健康福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の京都府介護支援専門員法定研修を受講できないことにより介護支援専門員証（以下、「証」という。）及び主任介護支援専門員資格（以下、「主任資格」という。）の本来の資格更新時期（有効期間満了日）を過ぎてしまう場合の臨時的な取扱い（以下、「特例措置」という。）については、「令和2年度介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）について」（令和2年6月29日付け2高第622号）でお知らせしているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響や令和3年度の同研修の開催予定等の状況を踏まえ、下記のとおり特例措置の期間等を変更することとしますので、お知らせします。

なお、この取扱いは、法定研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員が資格を喪失しないための臨時的な措置であり、研修が実施された場合は速やかに受講いただくとともに、研修を修了された場合は速やかに証の更新手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

### 1 特例措置の対象者

令和2年2月25日から令和5年3月31日までに証及び主任資格の有効期間が満了する京都府登録の介護支援専門員

### 2 特例措置により資格を喪失しない期間

証及び主任資格は本来の有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない(有効期間を延長する)。ただし、1のうち令和2年2月25日から令和3年3月30日までに証及び主任資格の有効期間が満了する者については、令和5年3月31日まで資格を喪失しないこととする。

### 3 特例措置に伴う証等の取扱い

証及び主任資格に係る研修修了証書の再発行は行いません。

※ 特例措置の対象者は、2で定める期間は、現在の証をもって業務に従事できることとします。

※ 市町村等から資格の保有状況を確認された場合は、本通知を提示してください。

### 4 研修修了後の有効期間の起算日及び有効期間について

2で定める期間内に研修を修了した後の、新たな証及び主任の有効期間の起算日及び有効期間は、次のとおりとします。

- 証…新たな証の有効期間の起算日は本来の有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から5年間とする。

<例>

・ 本来の証の有効期間満了日	令和4年3月31日	←	本来の満了日の翌日から5年間
・ 特例措置後の証の有効期間満了日	令和6年3月31日		
・ 新たな証の有効期間満了日	令和9年3月31日		

- ・主任資格…新たな主任の有効期間の起算日は本来の主任有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から5年間とする。

## 5 令和3年度京都府介護支援専門員法定研修の実施予定

4月上旬に京都府及び研修実施団体である公益社団法人京都府介護支援専門員会のホームページにてお知らせします。

## 6 留意事項等（(3)を追加）

- (1) この特例措置の対象者は、京都府登録の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方です。他の都道府県で登録されている介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方は、登録されている都道府県にご確認をお願いいたします。
- (2) 特例措置で定めた有効期間内に、必ず証及び主任の更新に必要な研修を受講してください。  
特に証については、有効期間内に更新手続きを完了できなかった場合、証は失効し、介護支援専門員としての業務を行うことができなくなります。
- (3) 1のうち、本来の証の有効期間満了日以降に介護支援専門員の資格に基づく業務に従事した期間がない者については、本人からの申請があった場合は、特例措置の期間中であっても適用外とみなし、再研修を受講・修了した上で証の再交付を受けることができることとします。

### 【参考】

- ・京都府ホームページ  
<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/13800003.html>
- ・公益社団法人京都府介護支援専門員会ホームページ（研修実施団体）  
<http://www.kyotocm.jp/>
- ・令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000611289.pdf>
- ・令和2年3月18日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000611292.pdf>

京都府健康福祉部高齢者支援課 介護計画・企画係 TEL：075-414-4578 FAX：075-414-4572
---

京都府登録の介護支援専門員 各位

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

## 介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）の対象者の拡充について

平素は、本府の健康福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で京都府介護支援専門員法定研修を受講できないことにより介護支援専門員証（以下、「証」という。）及び主任介護支援専門員資格（以下、「主任資格」という。）の本来の資格更新時期（有効期間満了日）を過ぎてしまう場合の臨時的な取扱い（以下、「特例措置」という。）については、「令和2年度介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）について」（令和2年6月29日付け2高第662号）及び「介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い（特例措置）の変更について」（令和3年3月11日付け3高第295号）でお知らせしているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響や令和4年度の同研修の開催予定等の状況を踏まえ、下記のとおり特例措置の対象者を新たに追加することとしますので、お知らせします。

なお、この取扱いは、法定研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員が資格を喪失しないための臨時的な措置であり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、特例措置対象者等の見直しを行う場合があります。また、研修が実施された場合は速やかに受講いただくとともに、研修を修了された場合は速やかに証の更新手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

### 1 新たな特例措置の対象者

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに証及び主任資格の有効期間が満了する京都府登録の介護支援専門員

### 2 特例措置により資格を喪失しない期間

証及び主任資格は本来の有効期間満了日の翌日から1年間は資格を喪失しない（有効期間を延長する）。

### 3 特例措置に伴う証等の取扱い

証及び主任資格に係る研修修了証書の再発行は行いません。

※ 特例措置の対象者は、2で定める期間は、現在の証をもって業務に従事できることとします。

※ 市町村等から資格の保有状況を確認された場合は、本通知を提示してください。

### 4 研修修了後の有効期間の起算日及び有効期間について

2で定める期間内に研修を修了した後の、新たな証及び主任の有効期間の起算日及び有効期間は、次のとおりとします。

・証…新たな証の有効期間の起算日は本来の有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から5年間とする。

<例>

- ・本来の証の有効期間満了日
- ・特例措置後の証の有効期間満了日
- ・新たな証の有効期間満了日

令和6年3月31日

令和7年3月31日

令和11年3月31日

本来の満了日の  
翌日から5年間

- ・主任資格…新たな主任の有効期間の起算日は本来の主任有効期間満了日の翌日とし、有効期間は本来の有効期間満了日の翌日から5年間とする。

## 5 令和4年度京都府介護支援専門員法定研修の実施予定

4月上旬に京都府及び研修実施団体である公益社団法人京都府介護支援専門員会のホームページにてお知らせします。

## 6 留意事項等

- (1) この特例措置の対象者は、京都府登録の介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方です。他の都道府県で登録されている介護支援専門員及び主任介護支援専門員の方は、登録されている都道府県にご確認をお願いいたします。
- (2) 特例措置で定めた有効期間内に、必ず証及び主任の更新に必要な研修を受講してください。特に証については、有効期間内に更新手続きを完了できなかった場合、証は失効し、介護支援専門員としての業務を行うことができなくなります。
- (3) 1のうち、本来の証の有効期間満了日以降に介護支援専門員の資格に基づく業務に従事した期間がない者については、本人からの申請があった場合は、特例措置の期間中であっても適用外とみなし、再研修を受講・修了した上で証の再交付を受けることができることとします。

### 【参考】

- ・京都府ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/13800041.html>

- ・公益社団法人京都府介護支援専門員会ホームページ（研修実施団体）

<http://www.kyotocm.jp/>

- ・令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000611289.pdf>

- ・令和2年3月18日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000611292.pdf>

京都府健康福祉部高齢者支援課 介護計画・企画係

TEL：075-414-4578

FAX：075-414-4572